

議案第34号

長野市旅館業法施行条例及び長野市立博物館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市旅館業法施行条例及び長野市立博物館条例の一部を改正する条例

(長野市旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 長野市旅館業法施行条例（平成15年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

(長野市立博物館条例の一部改正)

第2条 長野市立博物館条例（昭和56年長野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条第2項中「第21条」を「第24条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

長野市旅館業法施行条例及び長野市立博物館条例の一部を改正する条例
要綱

保健福祉部長 長野市保健所食品生活衛生課
教 育 委 員 会 博 物 館

事 項	説 明
1 改正の理由	博物館法の一部改正に伴い、改正するもの
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり 次に掲げる条例において引用する博物館法の条項を整理する。 (1) 長野市旅館業法施行条例（第1条関係） (2) 長野市立博物館条例（第2条関係）
3 施行期日	令和5年4月1日から施行する。
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 2月 2日 (2) 庁 議 の 決 定 2月 8日

長野市旅館業法施行条例 新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市旅館業法施行条例 平成15年3月28日長野市条例第24号 (学校等に類する施設)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による社会教育に関する施設その他の施設で学校又は児童福祉施設に類するものは、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第31条第2項</u>に規定する<u>指定施設</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>○長野市旅館業法施行条例 平成15年3月28日長野市条例第24号 (学校等に類する施設)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による社会教育に関する施設その他の施設で学校又は児童福祉施設に類するものは、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第29条</u>に規定する<u>博物館に相当する施設</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>

長野市立博物館条例 新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立博物館条例 昭和56年3月28日長野市条例第29号 (博物館協議会)</p> <p>第12条 法第23条第1項の規定により、長野市立博物館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、法第24条の規定により教育委員会が任命する。</p> <p>3・4 略</p>	<p>○長野市立博物館条例 昭和56年3月28日長野市条例第29号 (博物館協議会)</p> <p>第12条 法第20条第1項の規定により、長野市立博物館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、法第21条の規定により教育委員会が任命する。</p> <p>3・4 略</p>